

[葛飾区サッカー連盟一般部大会要綱]

オーバー30リーグ

この大会要綱は、葛飾区サッカー連盟一般部規約に基づき、一般部オーバー30リーグに適用し、リーグの競技運営の円滑をはかることを目的とする。

1. 団体（チーム）、メンバー（選手）及び審判の資格について

- (1) 年度始めに葛飾区サッカー連盟（一般部経由）の登録手続きを完了した団体、メンバー、審判。
- (2) 各団体のメンバーは11名以上（オーバー30の選手が9名以上）で構成され、葛飾区サッカー連盟の他団体に登録されていないもので構成すること。（二重登録の禁止）
- (3) 一般部サッカーリーグに登録した団体もオーバー30リーグへの登録を認める。
- (4) 選手追加登録は、年度内前期（9/30）までとする。後期の追加登録は認めない。
- (5) 選手の移籍は、年度内前期（9/30）までに行うことができる。
- (6) 年度始め及び追加の審判登録は、前年度有効の審判登録証にて行う。審判登録を継続するためには、年度内前期（9/30）までに当年度有効の審判登録証にて継続手続きを行う。また、当年度有効の審判登録証による審判登録については、9/30以前であっても事務局の手続きが完了次第有効とする。
- (7) 選手の資格に疑義が生じた時は、部常任理事会で審議決定する。
- (8) 選手の追加・移籍・削除がある団体は、必ず事務局に再登録手続きをすること。
- (9) 選手の年齢制限は、満30才以上とする。但し、満18才から満29才の選手も登録することを認める。なお、満29才で登録した選手が満30才になった時点での満30才以上の選手証での再登録手続きは、事務局にて年間を通して随時受付を行う。

2. 団体のリーグ登録について

- (1) 各団体のリーグへの登録は、1項の資格を有する団体とする。
- (2) 各団体の代表者は、チーム登録票を年度始めに事務局までに提出し、登録手続きが完了したもの。登録票に不備がある場合、登録手続きが行われない。
 <リーグ登録までの流れ>
 - ① チーム登録票を作成し、年度始めまでの指定日までに事務局まで提出する。
 - ・提出書類（チーム登録票／選手証／審判登録証）
 - ※審判登録証は、前年度有効のものを添付してください。
 - ※選手証に貼り付ける選手写真は証明写真で使用できるものに限る。（写真を直接、貼り付けるかデータを直接貼り付けてください。）
 - ② 事務局において登録手続き。
 - ③ 各団体の連絡者に登録手続完了連絡が届き、リーグ登録費及び基金（新規チームのみ）を指定日までに指定の口座に振り込む。
 - ④ 代表者会議に各団体の代表者、副代表者及び連絡員のうち1名が出席し、振込時の領収書を持参したもののみリーグ登録を認める。
- (3) 各団体の代表者または副代表者は、PCでホームページの閲覧が可能であること。
- (4) 各団体の連絡者はEメールでの連絡が可能であり、PCでホームページの閲覧が可能であること。また、連絡者は代表者及び副代表者が兼任することを認める。連絡可能なEメールアドレスを常時確保出来ないチームは、リーグへの参加意思がないものと判断する。
- (5) ユニフォームを正副2着用意すること。2着用意していない団体の登録は認めない。チーム登録票にフィールド及びゴールキーパーの正副ユニフォームの写真（正面／背面）を添付すること。
 ※半袖ユニフォームの下に着用する長袖ユニフォーム等は、同一色で揃えること。
- (6) 各団体は、4級以上の審判有資格者が6名以上いること。
- (7) 主審・副審用の審判着（シャツ・パンツ・ソックス）3着以上及び審判道具（審判バッチ・笛・

時計・フラッグ)を用意すること。用意していない団体の登録は認めない。

- (8) 一度除名になった団体は、次年度の再登録は認めない。次々年度に加盟団体数に余裕がある場合のみ再登録を認める。ただし、リーグ登録は新規団体を優先する。再登録の場合、新規団体としての登録とする。
- (9) 二度除名された団体の登録は認めない。(リーグからの追放)
- (10) リーグから追放になった団体が名前と代表者を代えてリーグへの登録が判明した場合、即リーグから除名し、再登録は認めない。
- (11) 葛飾区主催の大会及び行事への支援(スタッフ派遣)を積極的に協力すること。

3. 選手登録(選手の新規・追加・削除・移籍等)について

- (1) 各団体のリーグへの登録選手は、1項の資格を有する選手で構成されるものとする。
- (2) 登録選手は、基本的に4月1日時点で満30才以上であること。ただし、満18才~満29才の選手もアンダーエージ枠として登録することができる。小・中・高校の学生は認めない。
- (3) 選手を新規及び追加登録する場合、選手証(氏名(ふりがな)・生年月日・背番号・証明写真)を作成し、事務局まで提出する。※登録期間は約2~4週間かかります。
 - <選手登録までの流れ>
 - ① 新規または追加登録用の選手証を作成し、事務局に提出する。
 - ② 事務局において登録手続き。※登録機関は約2~4週間かかります。
 - ③ 各代表者宛に選手証(証明印入)を返送。
 - ④ 各代表者の手元に届き次第、リーグ戦への出場を認める。
- (4) 選手証は新規/追加登録用紙を使用する。
 満30以上の選手は、満30才以上の選手証(新規/追加)を使用する。
 満18才~満29才の選手は満29才以下の選手証(新規/追加)を使用する。
- (5) 選手出場資格は、事務局において登録手続きを完了したもの。(登録番号/証明印付与)
- (6) 登録選手を削除する場合、チーム名・登録番号・氏名・背番号を事務局まで連絡し、事務局より登録削除の連絡が届き次第、手続きが完了したものとする。
- (7) 登録選手が移籍する場合、移籍元の団体は(6)の削除手続きをすること。
 移籍先の団体は、(3)の新規/追加登録の手続きをすること。
- (8) 選手登録期間は選手を登録した年度から削除した年度までとする。
 ただし、満29才で登録した選手が満30才になった時点で、満30才以上の選手証で再登録すること(事務局にて年間を通して随時受付を行う)。
- (9) 外国籍選手の登録は、日本在住・在勤者であれば、登録を認める。

4. 団体へのペナルティ(警告)及び除名について

- (1) 部理事会(加盟団体対象)及び臨時部理事会の会議を無断で欠席した団体は、ペナルティ(警告)とする。ただし、代表者(理事)の代理出席は認める。
- (2) ユニフォームの未揃い及び審判着(道具)の未揃いは、ペナルティ(警告)とする。
- (3) 本部及び審判の担当団体が時間通り来なかった場合(遅刻)、本部の人数が3名以上揃っていない場合、団体に対してペナルティ(警告)とする。
- (4) 第1試合のグラウンドの準備をしなかった第1試合を行う団体はペナルティ(警告)とする。
- (5) 最終試合のグラウンドのあとかたづけをしなかった最終試合を行った団体はペナルティ(警告)とする。
- (6) 葛飾区主催の大会及び行事への支援を無断で欠席した団体はペナルティ(警告)とする。
- (7) 本部、審判及び試合に当該団体が当日来なかった場合(無断欠席)、及び当日の棄権の連絡した場合は、リーグから除名とする。除名となった団体は全試合棄権となり、リーグ戦結果を全て抹消(無効)する。連盟が主催する練習試合等においても同等の処分を行う。
- (8) 当該団体が、試合日の前日から6日前までに棄権の連絡を行った場合は、棄権(不戦敗)とし、リーグ成績から-3ポイントとする。団体にペナルティ(警告)とする。連盟が主催する練習試合等においてもペナルティ(警告)の処分を行う。
- (9) 当該団体が、試合日の7日前までに棄権の連絡を行った場合は、棄権(不戦敗)とし、リーグ成

績から－1ポイントとする。

- (10) 人数不足・ユニフォーム不備による試合当日の棄権は、不戦敗とし、リーグ成績から－1ポイントとする。団体にペナルティ（警告）とする。
- (11) ペナルティを3回受けた団体は、ペナルティを3回受けた日からリーグから除名とする。除名となった団体は全試合棄権となり、リーグ戦結果を全て抹消（無効）する。
- (12) ペナルティを2回受けた団体は、リーグ成績の勝ち点を－6ポイントとする。
- (13) ペナルティを1回受けた団体は、リーグ成績の勝ち点を－3ポイントとする。
- (14) 不正出場が明らかになった団体は、失格とし、リーグから除名とする。除名となった団体は全試合棄権となり、リーグ戦結果を全て抹消（無効）する。
- (15) 団体への累積ペナルティについては、次年度への持越しを行わない。

5. リーグの構成及び運営について

- (1) 試合時間は、50分とし、5分休憩とする。延長戦は行わない。
- (2) 出場選手は、基本的に満30才以上の選手とするが、アンダーエージ枠として満18才～満29歳の選手が同時に出場できるのはGKも含め、2名までとする。
- (3) 選手の交代は、当該試合に提出したメンバー票に登録した人数まで可能とする。また、選手の出場は1度までとする。
- (4) 試合成立の選手数は、7名以上とする。ユニフォームの不備等、退場及び負傷退場により出場ができなくなり、結果として7名を割った場合は失格（不戦敗）とする。
- (5) 本連盟の公式大会は1部制とするが、今後チーム数が増加した場合、2部制導入を検討する。
- (6) 試合の勝ち点は、勝ち3点、引き分け1点、負け0点として、ブロック内の順位は、勝ち点、得失点差、総得点、当該団体の対戦成績で決定する。不戦敗の団体は、リーグ成績より－1ポイントとする。
- (7) 退場については次の1試合、警告については累積2回で次の1試合を出場停止とする。また、退場による出場停止、累積警告は次年度に持越しを行わない。

6. 本部について

- (1) 本部は、原則として3名以上で行うこと。必ず、大会要綱を持参すること。試合中は本部席にて対応すること。
- (2) 本部は、担当する試合60分前に集合し、担当する前の試合終了後に本部の引継ぎをすること。ただし、本部を担当する前の試合で競技している場合は、本部を担当する試合20分前までに本部の引継ぎをすること。（試合時間が遅れている場合は、直ぐに引き継ぐこと）
- (3) 第1試合を担当する本部は、第1試合に競技する当該団体にグラウンドの準備（ゴールの移動・ライン引き・コーナーフラッグ）を指示すること。
- (4) 試合前・途中・終了後に起きたことについては本部の判断で処理し、本部報告書〈報告事項〉に必ず明記すること。
 - ※記載しきれない場合は、運営委員にEメールで連絡すること。
 - 判断がつかない場合は、運営委員に連絡し、運営委員の判断に従う。
- (5) 本部は、試合を行う団体に対して、試合15分前までに登録選手証の入った団体ファイル・メンバー表（団体名・選手名・ポジション・背番号を必ず明記したもの）を本部に提出させ、選手確認（顔・氏名・ユニフォーム・番号・すね当て・スパイク）を行う。
- (6) 本部は、代表者ファイル未提出及びゴールキーパー以外のユニフォームが揃っていない団体の競技を認めてはならない。その場合当該試合のみ「棄権」とし、本部報告書に明記すること。
- (7) 本部は、「すね当て」を着用していない選手の競技を認めてはならない。
- (8) 本部は、審判を行う団体に対して、試合15分前までに審判登録証が入った代表者ファイルを提出させる（審判証の提出は不要）。審判員に対して登録されている審判員であるか確認し、審判着（シャツ・パンツ・ソックス）・審判バッチ・笛・時計・フラッグの有無を確認する。
- (9) 本部は、審判登録者以外の審判員の審判を認めてはならない。
- (10) 本部は、試合前にグラウンド・審判・ユニフォームをチェックし、本部報告書に記入する。
- (11) 本部は、予備審判員（第4審判員）を担当し、選手交代等の手続きをする。

- (12) 本部は、提出されたファイルを試合終了まで本部で管理すること。
- (13) 本部は、試合終了後に本部報告書に試合結果・警告者・退場者・連絡事項を明記する。
- (14) 最終試合を担当する本部は当該団体にあとかたづけの指示をすること。

7. 審判について

- (1) 審判は、担当する試合60分前に集合し、担当する前の試合終了後に審判の引継ぎをすること。
ただし、審判を担当する前の試合で競技している場合は、審判を担当する試合20分前までに審判の引継ぎをすること。(試合時間が遅れている場合は、直ぐに引き継ぐこと)
- (2) 審判は、本部に代表者ファイルを提出し、担当する審判本人及び審判用の服装と道具のチェックを受ける。
- (3) 第1試合を担当する審判は、本部に協力すること。(グラウンドの準備等)
- (4) 加盟団体から登録された審判員が、指定された試合を行う。
- (5) 主審は必ず有資格者(4級以上)が行うこと。
- (6) 副審は有資格者(4級以上)、及び葛飾区限定の審判資格者が行うこと。
- (7) 審判員は、必ず審判着を着用すること。シャツ・パンツ・ソックス・審判バッチ・笛・時計・フック・スパイク(運動靴可)を用意すること。(サンダルは認めない)
- (8) 主審は、試合終了後本部に試合結果及び警告者・退場者を報告する。

8. 団体の棄権及び脱退について

- (1) 棄権は試合当日を含めて試合日の7日前までに運営委員に連絡があった場合に限り、リーグ日程からの棄権を認め、当該試合のみ不戦敗とし、リーグ成績から-1ポイントとする。また、棄権以降の試合は出場を認める。尚、不戦敗は0-7での負けとする。
※本部・審判の棄権は原則として認めない。
- (2) **試合日の6日前～前日までの棄権連絡は原則として認めない。**
- (3) 試合当日の連絡ありなしに関わらず棄権はリーグから除名とする。除名となった団体は全試合棄権となり、リーグ戦結果を全て抹消(無効)する。
人数不足・ユニフォーム不備による試合当日の棄権は、当該試合のみ不戦敗とし、リーグ成績から-1ポイントとする。尚、不戦敗は0-7での負けとする。また、棄権以降の試合は出場を認めるが、当該団体は警告とする。
- (4) 何らかの理由によりリーグを途中で脱退した団体は、全試合棄権とし、リーグ戦結果を全て抹消(無効)する。

9. ユニフォームについて

- (1) 登録団体のジャージ・パンツ・ストッキングについて
 - ① 正副(2色別)を用意すること。
 - ② ユニフォームには、必ず背番号をつけること。簡易的にテーピング等で作成したものは不可。
 - ③ 選手はフィールドプレーヤーがGKを行う場合を除いて登録背番号をつけること。
 - ④ 同色・同デザインのものを着用すること。
 - ⑤ 半袖・長袖の違いは可とする。
※半袖の下に長袖を着用する場合、同一色とする。
 - ⑥ 消耗のための補充による色の濃淡については、同系色であれば可とする。
 - ⑦ ラインの有無の違いは可とする。
- (2) ゴールキーパーを除く選手のユニフォームの揃っていない団体は出場できない。
- (3) 本部及び審判は、上記の規定に違反した者の出場を認めてはならない。

10. 登録選手への要求事項について

- (1) 葛飾区サッカー連盟一般部の大会で競技する登録選手は、「すねあて」を着用しなければならない

い。

- (2) 日本サッカー協会競技規則に基づいて競技すること。
- (3) 社会人として、サッカー選手としての最低限のモラルを守ること。
- (4) 審判に対して、クレームなど異議をしないこと。

11. その他

- (1) 本大会要綱に定めのない事項については、一般部常任理事会において決定する。
- (2) 運営委員の裁量において、当年度のみの独自のルール運用を可能とするが、事前に役員（部長、副部長、運営部長、運営副部長）へ内容を連絡し、その了解を得ることを必要とする。

12. 本大会要綱は、2010年4月1日より実施する。

以 上

■改版履歴

- | | | |
|--------|------------|----|
| 1. 0版 | 2004年4月1日 | 施行 |
| 2. 0版 | 2004年6月1日 | 改版 |
| 3. 0版 | 2006年1月2日 | 改版 |
| 4. 0版 | 2006年2月12日 | 改版 |
| 5. 0版 | 2006年8月5日 | 改版 |
| 6. 0版 | 2007年1月1日 | 改版 |
| 7. 0版 | 2007年1月4日 | 改版 |
| 8. 0版 | 2008年1月6日 | 改版 |
| 9. 0版 | 2009年3月23日 | 改版 |
| 10. 0版 | 2010年3月28日 | 改版 |